

福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県では、公の施設である福岡県立精神医療センター太宰府病院（以下「太宰府病院」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。（※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 19 条の 7 の規定により、都道府県には精神科病院の設置が義務付けられています。）

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読のうえ、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 福岡県病院事業の設置等に関する条例
- (4) 福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の指定に関する規則

2 施設の概要

(1) 名称

福岡県立精神医療センター太宰府病院

(2) 所在地

太宰府市五条3丁目8番1号

(3) 施設の設置目的

住民の健康保持に必要な医療を行う。（福岡県病院事業の設置等に関する条例（昭和42年1月13日福岡県条例第12号）

(4) 土地建物

敷地面積：42,027.58 m²

建物構造：A棟（地下1階地上3階 88,332.49 m²）、B棟（地上2階 3,326.89 m²）、C棟（地上2階 3,407.21 m²）、リハビリテーションセンター棟（地上2階 2,097.11 m²）等 鉄筋コンクリート造

延床面積：17,830.83 m²

(5) 病床数

300床（精神病床）

(6) 病棟構成

病棟名	区分	病床数	内 訳							
			4床室	個室	保護室	観察室	結核合併症対策室			
							4床	個室	保護	観察
A1	閉鎖	30	2	14	8	0	—	—	—	—
A2	閉鎖	40	3	23	5	0	—	—	—	—
B1	閉鎖	55	11	9	1	1	—	—	—	—
B2	閉鎖	55	10	5	0	0	1	4	1	1
C1	開放	60	12	10	1	1	—	—	—	—
C2	開放	60	12	10	1	1	—	—	—	—

3 指定管理者が行う業務

(1) 診療等に関する業務

入院診療、外来診療、デイホスピタル、訪問看護等の医療及び医療関連行為

※ 内容については、別添「指定管理者が実施する医療等」の1～3を参照

(2) 使用料及び手数料の徴収に関する業務

診療にかかる費用、室料差額、各種証明書料（文書料）等の徴収（キャッシュレス決裁含む）

・使用料及び手数料（例：診療報酬、患者負担金等）の収入調定、納入通知、収入の受入、督促、催告、滞納整理等及び関連業務

※ 徴収金は福岡県病院事業会計に納入します。

※ 徴収事務に関しては、地方公営企業法第33条の2の規定に基づく収納委託事務契約を別途締結します。

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の維持管理

太宰府病院の土地、建物、設備及び付帯設備の維持管理は、指定管理者が行います。なお、業務によっては法令等に定める有資格者の配置が必要です。

イ 施設及び設備の改良、改修並びに保守・修繕

・建物、施設、設備等の改良、改修工事は、指定管理者と県で事前に協議を行います。

・建物、施設、設備等の保守・修繕等については、指定管理者が実施します。

ウ 備品の管理等

・備品（医療用備品、患者用・事務用什器備品類等）の維持管理は、指定管理者が行います。

・購入については、指定管理者と県で事前に協議を行います。

エ 患者サービスに係る設備の設置

・患者サービスに係る設備（売店、自動販売機等）の設置については、県と指定管理者が協議して定めます。

※ 行政財産の目的外使用許可

県は必要に応じ、当該土地、建物の一部について、行政財産の目的外使用許可を行います。

(4) その他の業務

研修生・実習生の受入、行政への協力等については、県と指定管理者が協議して定めます。

※ 今後変更が必要になった場合は、県と指定管理者が協議を行います。

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

4 管理に関する基準

(1) 利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が太宰府病院を利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及び太宰府病院に従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成28年1月福岡県訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行之、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

(2) 秘密保持義務

指定管理者及び太宰府病院に従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、太宰府病院の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

(3) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成、又は受領する文書等は、福岡県文書管理規程（平成16年訓令第1号）及び運用通達に準じて、県の指示に従い適正に管理・保存することとします。また、指定期間終了時に、県の指示に従い引き渡していただきます。

(4) 休診日

次に掲げる日は、緊急の患者を除き、外来患者の診療を行わないことができます。

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日

※上記以外でも、知事が必要と認めたときは、臨時に診療を休止することができます。

(5) 診療時間

外来患者の診療時間は、利用者の利便を考慮し、知事と協議して指定管理者が定めます。

5 指定期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間とします。

ただし、この指定期間は、議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

6 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる（1）及び（2）の要件（グループで参加する場合は（1）から（3）までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に主たる事務所又は病院を置く法人であって、次のアからオまでのいずれかに該当するものとします。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関。

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち医学部を置く大学を設置しているもの。

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち

病院を開設しているもの。

エ 一般社団法人又は一般法人のうち精神保健医療の向上又は病院の運営を目的とするもの。

オ 医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8に規定する指定病院の指定を受けている病院を開設しているものであって、病床を300床以上有するもの。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

7 選定方法

(1) 選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	理念・方針
		医療機能等
		県の施策の反映等
		組織体制
		施設事業との関連、関係団体との連携
	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方

施設利用及びサービスの向上	利用の促進	事業の展開 広報・PR対策
	サービス・利便性の維持向上	サービス向上策の提案
		教育・研修システム
		相談や苦情への対応 安全対策、危機管理
経営（収支）改善	収支の改善 経営の効率化	収入の確保
		総人件費
		今後の収支改善計画
		経営の効率化
職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画
		業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況
		資産等の状況
施設管理上の個別事項	その他の特記事項	個人情報保護、情報公開
		入札参加制限等
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としません。

（２）選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施したうえで評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

8 指定管理者の指定及び協定等の締結

（１）指定議決

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

（２）協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、県と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の2本立てとなります。

- ・事業計画に関する事項
- ・再委託に関する制限
- ・責任分担
- ・業務報告（定期報告）
- ・事業報告
- ・損害賠償
- ・秘密の保持
- ・その他必要な事項

9 管理に要する経費

(1) 管理経費

太宰府病院の管理に要する経費については、本要領「3 指定管理者が行う業務」に示す指定管理業務に必要な経費を算出し、長期収支計画書により提案してください。

(現行の管理経費等については、別添「指定管理者が実施する医療等」4 現行の管理状況等 を参照してください。)

(2) 支払方法

県が指定管理者に診療報酬交付金及び委託料として支払います。

金額は、県の予算審議を経て決定された各会計年度の予算の範囲内で協議し、年度協定書を締結した後に、指定管理者の資金計画に基づき、四半期ごとに概算払いします。

(3) 診療報酬交付金及び委託料の精算

県は、指定管理者から提出された事業報告書に基づき、管理に要した経費を精査のうえ精算します。

なお、診療報酬交付金及び委託料は医業収入の範囲内の金額とし、管理に要した経費がその金額を超える場合には、指定管理者の負担とします。

10 ネーミングライツ（命名権）

福岡県では、県有財産を活用した新たな収入確保のため、県有施設へのネーミングライツ（命名権）の導入を検討しており、今回募集する施設についても、指定期間内に導入する可能性があります。

これによりネーミングライツが付与された者（命名権者）が現れ、指定管理者が行う業務に影響を及ぼすおそれがあることから、指定管理者は、必要に応じて開催される関係者会議での協議にご協力ください。

11 キャッシュレス決済

福岡県では、施設利用者の利便性向上のため、県有施設へのキャッシュレス決済を導入しております。

このため、指定管理者となる者は、キャッシュレス決済に係る加盟店申込、決済端末等設置申込等の事務手続きが必要になります。

12 指定管理者と県の責任分担等

福岡県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとします。

種 類	内 容	責任分担	
		福岡県	指定 管理者
運営費の上 昇	人件費、物品費等の物価及び金利の変動並びに税 制度の改正に伴う経費の増加		○
診療報酬改 定	収入の減、支出の増		○

施設・設備・備品等の管理	保守点検、維持管理（見積価格が100万円未満の軽微な修繕を含む）		○
	施設、設備の大規模な改良・改修、見積価格が100万円以上の備品の更新	○	
保険加入	建物共済加入	○	
	第三者賠償責任保険加入		○
損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		○
	県の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき	○	
不可抗力	不可抗力（県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	○	

※ ただし、表に定める事項に疑義を生じた場合又は表に定めのない事項については、福岡県と指定管理者の協議の上、責任の分担を決定するものとします。

13 事業報告書の提出

(1) 事業報告書

毎事業年度終了後、指定管理者は太宰府病院の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定に定めます。

- ①施設の利用状況
- ②診療等に係る主な実績（患者紹介率、訪問看護実施人員数等）
- ③使用料等収入実績
- ④管理に係る経費の支出状況

(2) 定期報告書

業務状況報告書（例：患者数、収益状況等に関する書類）を毎月提出していただきます。

14 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

福岡県は、指定管理者による太宰府病院の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(2) 監査

福岡県の監査委員等が福岡県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

15 指定の取り消し等

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取り消しにより、福岡県に損害が発生するときは、福岡県は、

その損害の賠償を請求することができるものとします。

16 応募（申請）書類

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF 化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前にご相談ください。

ふくおか電子申請サービス

URL:<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=B01201&shinseiEdaban=01>

上記サービスにて応募（申請）する際に提出先を選択する必要があります。当施設の申請書類の提出先は「健康増進課 精神保健係」ですので、「健康増進課 精神保健係」を選択の上ご応募ください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- ⑥ 登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）
- ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類
- ⑧ 過去3年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- ⑨ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- ⑫ グループ応募の場合は、構成団体を記した書類及び協定書
- ⑬ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- ⑭ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書
- ⑮ 共同事業体協定書兼委任状

※①、④、⑭、⑮の書類への押印は不要です。

※⑮は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

※必要に応じて追加書類を求めることがあります。

17 申請期間（書類の受付期間）

令和6年7月26日9時00分から令和6年9月24日17時45分まで
なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

18 現地説明会

開催日時：令和6年8月9日（金）14時～16時（受付13時30分～）

場 所：福岡県立精神医療センター太宰府病院

太宰府市五条3丁目8番1号（092-922-3137）

申込方法：法人名（法人でない者は代表者名）及び参加希望者名（各団体3名まで）を明記のうえ、郵送又はFAX、電子メールのいずれかにより、令和6年8月2日（金）17時までにお申し込みください。

なお、応募（申請）を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

19 応募（申請）に関する質問

受付期間：令和6年7月26日から令和6年9月24日まで

受付方法：質問票（様式自由）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX：092-643-3271

E-mail：kokoro@pref.fukuoka.lg.jp

回答方法：質問者にはFAX又は電子メールにて回答するとともに、回答については、随時福岡県庁ホームページにおいて公表します。

20 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室（行政棟北棟2階）

TEL：092-643-3265、FAX：092-643-3271

E-mail：kokoro@pref.fukuoka.lg.jp

21 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

R6年 8月 9日 現地説明会

R6年 9月24日 申請書類受付締切

R6年 9月 下旬 書類審査、ヒアリング

R6年10月 下旬 指定管理者選定委員会

R6年11月 上旬 指定管理者の候補者内定

R6年12月 下旬 指定議決

R7年 1月 下旬 指定管理者の指定の告示

R7年 3月 下旬 県と指定管理者との間で協定締結

R7年 4月 指定管理者による管理開始